

介護保険法等に規定する介護保険サービス事業者に対する行政処分について

〔平成26年7月30日〕
旭川市保健所保健総務課

1 趣旨

医療法人恵心会が開設している介護老人保健施設に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第104条第1項第6号、第7号及び第10号の規定に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者等

(1) 開設法人

法人名 医療法人 恵心会
代表者名 理事長 村井 吉太郎
所在地 旭川市錦町19丁目2166番地

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	許可年月日	所在地
旭川老人保健施設 ふれあい	介護老人保健施設	平成12年4月1日	旭川市錦町18丁目2150番地の4

3 処分内容

- 介護保険サービス事業者の許可の一部の効力を停止する。
(平成26年9月1日から3か月間の新規利用者の受入停止)

サービスの種類	根拠法令
介護老人保健施設	介護保険法第104条第1項第6号、第7号及び第10号
処分日	平成26年7月30日

4 処分の原因となる事実

- 介護老人保健施設においては、口腔機能維持管理加算の算定の際、口腔ケアを月4回以上実施していないにもかかわらず、平成25年9月請求分の介護給付費を不正に請求し、受領した。
- 常勤換算方法で1以上の医師が勤務しなければならないところ、平成25年2月1日から平成25年2月28日までの間において、常勤の医師が勤務しておらず、事実と異なる勤務実績表及びタイムカードを作成し、監査において提出した。
- 平成25年1月及び2月に旭川市に提出された管理者承認申請書及び開設許可事項変更申請書においても、事実と異なる従業者の勤務体制及び勤務形態の書類を提出した。

介護保険法等に規定する介護保険サービス事業者に対する行政処分について

〔平成26年7月30日〕
旭川市保健所保健総務課

1 趣旨

医療法人恵心会が開設している短期入所療養介護(介護予防を含む。)に対し、介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項第7号及び第11号並びに第115条の9第1項第6号及び第10号の規定に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者等

(1) 開設法人

法人名 医療法人 恵心会
代表者名 理事長 村井 吉太郎
所在地 旭川市錦町19丁目2166番地

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
旭川老人保健施設 ふれあい	短期入所療養介護	平成12年4月1日	旭川市錦町18丁目2150番地の4
	介護予防短期入所療養介護	平成18年4月1日	

3 処分内容

- 介護保険サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。
(平成26年9月1日から3か月間の新規利用者の受入停止)

サービスの種類	根拠法令
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	介護保険法第77条第1項第7号及び第11号並びに第115条の9第1項第6号及び第10号
処分日	平成26年7月30日

4 処分の原因となる事実

- 短期入所療養介護(介護予防を含む。)については、介護老人保健施設として必要とされる常勤換算方法で1以上の医師が勤務しなければならないところ、平成25年2月1日から平成25年2月28日までの間において、常勤の医師が勤務しておらず、事実と異なる勤務実績表及びタイムカードを作成し、監査において提出した。
- 平成25年2月に旭川市に提出された変更届出書においても、事実と異なる従業者の勤務体制及び勤務形態の書類を提出した。

介護保険法等に規定する介護保険サービス事業者に対する行政処分について

〔平成26年7月30日〕
旭川市保健所保健総務課

1 趣旨

医療法人恵心会が開設している通所リハビリテーション(介護予防を含む。)に対し、介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項第7号及び第11号並びに第115条の9第1項第6号及び第10号の規定に基づく行政処分を行う。

2 対象事業者等

(1) 開設法人

法人名 医療法人 恵心会
代表者名 理事長 村井 吉太郎
所在地 旭川市錦町19丁目2166番地

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
旭川老人保健施設 ふれあい	通所リハビリテーション	平成12年4月1日	旭川市錦町18丁目2150番地の4
	介護予防通所リハビリテーション	平成18年4月1日	

3 処分内容

- 介護保険サービス事業者の指定の一部の効力を停止する。
(平成26年9月1日から3か月間の新規利用者の受入停止)

サービスの種類	根拠法令
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	介護保険法第77条第1項第7号及び第11号並びに第115条の9第1項第6号及び第10号
処分日	平成26年7月30日

4 処分の原因となる事実

- 通所リハビリテーション(介護予防を含む。)については、その提供に当たらせるために必要な常勤で1以上の医師が勤務しなければならないところ、平成25年2月1日から平成25年2月28日までの間において、常勤の医師が勤務しておらず、事実と異なる勤務実績表及びタイムカードを作成し、監査において提出した。
- 平成25年2月に旭川市に提出された変更届出書においても、事実と異なる従業者の勤務体制及び勤務形態の書類を提出した。